

## 第17 国立研究開発法人理化学研究所

## 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

設備管理業務を実施する際の予定価格の積算に当たり、建築保全業務積算要領の歩掛かりを採用して必要人数を算定するものについて、建築保全業務労務単価を採用することとして、適切に予定価格の積算を実施するよう改善させたもの

科	目	経常費用	
部	局	等	国立研究開発法人理化学研究所本部、神戸事業所
契	約	名	神戸第1地区設備管理業務一式等2契約
契約の概要			事業所の建物内に設置された設備機器の保守点検等を委託するもの
契約の相手方			神戸都市振興サービス株式会社
契約			平成28年4月、29年4月 隨意契約
予定価格の積算額			1億9956万余円(平成28、29両年度)
低減できた積算額			1720万円(平成28、29両年度)

## 1 設備管理業務等の概要

## (1) 設備管理業務の概要

国立研究開発法人理化学研究所(以下「理研」という。)は、国立研究開発法人理化学研究所法(平成14年法律第160号)に基づき、科学技術(人文科学のみに係るもの除く。)に関する試験、研究等の業務を実施している。

理研は、上記の業務を実施するために、多数の建物を保有しており、事業所ごとに、建物内に設置された照明器具等の電気設備、空気調和機等の機械設備等の設備機器に係る保守点検等の業務(以下「設備管理業務」という。)を業者に委託して実施している。

そして、設備管理業務の委託契約の仕様書によれば、設備管理業務のうち、保守については、設備機器の消耗部品等の取替えなどの軽微な作業とされ、点検については、測定機器の使用又は目視等により設備機器の機能状況を調査し、その良否を判断することなどの日常点検等とされている。

## (2) 設備管理業務の積算の概要

理研本部は、物品、役務等の調達に係る予定価格の積算に必要な基本的事項を定めることを目的として「独立行政法人理化学研究所調達物品等予定価格積算要領」(平成19年契約業務部。以下「理研積算要領」という。)を定めている。

理研積算要領によれば、設備管理業務等の役務契約の積算は、刊行物等の標準的な資料に基づくもの(以下「刊行物積算」という。)、関心のある相手方から徴取した見積原価内訳書に値引きを考慮し算定したもの(以下「見積積算」という。)、前年度の契約実績に基づくもの(以下「実績積算」という。)などのうち、可能な方法を比較検討し、適正に行うこととされている。

設備管理業務等の建築保全業務については、一般的な点検項目等を定めた「建築保全業務共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「共通仕様書」という。)が、また、共通仕様書に基づき建築保全業務に係る費用の積算を行うものに適用する「建築保全業務積算基準」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「国交省積算基準」という。)がそれぞれ公表されている。そして、国交省積算基準に基づき積算するための標準的な考え方等が示されている「建築保全業務積算要領」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修。以下「国交省積算要領」という。)には技術者区分に応じた歩掛かりが示されている。さらに、共通仕様書を適用して、国交省積算基準及び国交省積算要領を基に、建築保全業務費を積算するために用いる労務単価として、「建築保全業務労務単価」(国土交通省大臣官房官庁営繕部決定。以下「国交省単価」という。)が定められている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、設備管理業務の予定価格の積算が適切に行われているかなどに着眼して、神戸事業所が平成28、29両年度に神戸都市振興サービス株式会社と締結した設備管理業務2契約(契約金額計1億9956万余円)を対象として、理研本部及び神戸事業所において、契約書、仕様書、予定価格書等の関係書類を確認するなどして会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

神戸事業所は、設備管理業務の予定価格の積算に当たり、刊行物積算を行う上で、設備管理要員の必要人数を、国交省積算要領に記載されている保全技術員等の技術者の歩掛けりを採用して算定していた。そして、労務単価については、理研積算要領において、刊行物等の例として「職種別賃金の実態」(一般財団法人労務行政研究所。以下「賃金実態」という。)が示されている一方で国交省単価は明確に示されていないこと、また、保守点検等を実施する作業環境が研究施設であることを考慮して、賃金実態における技術関係職種(機械、電気等各分野について、設計、製造、修理等の技術的業務を行う従業員(頭脳労働者))である技術係員の給与等に基づき労務単価を算定していた。そして、算定した労務単価に必要人数を乗ずるなどして、刊行物積算を計2億2019万余円と算定していた。その上で、契約ごとに、刊行物積算、見積積算及び実績積算を比較して、それぞれ最も安価であった実績積算の計1億8478万余円に消費税相当額計1478万余円を加え、予定価格を計1億9956万余円と算定していた。

しかし、国交省単価は、共通仕様書を適用し、国交省積算要領に基づき、保全業務を委託する際の保全業務費の積算に用いるためのものとされており、神戸事業所における2契約では共通仕様書が適用され、かつ、設備管理業務の対象となる設備機器に係る歩掛けりが国交省積算要領に記載されていること、さらに、日常的な保守点検等の設備管理業務が実施される研究施設内の作業環境において特別に配慮を必要とする研究機器はなかったことから、賃金実態の技術係員の給与等に基づき算定した労務単価を採用していたのは適切ではなく、国交省単価を採用すべきであったと認められた。

現に、筑波事業所が実施した設備管理業務1契約は、神戸事業所における2契約とおおむね同様の業務内容となっているが、当該契約の刊行物積算においては、国交省積算要領の歩掛かりを採用し、労務単価も国交省単価を採用していた。

このように、神戸事業所の設備管理業務の予定価格の積算において、刊行物積算を行う上で、国交省積算要領の技術者区分に対応した国交省単価を採用すべきであったのに、賃金実態の技術係員の給与等に基づき算定した労務単価を採用していた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

#### (低減できた積算額)

神戸事業所における設備管理業務2契約の予定価格について、刊行物積算について国交省単価を採用するなどして修正計算すると2割程度低減され、2契約とも刊行物積算が見積積算及び実績積算に比べて安価となることから、刊行物積算の計1億6883万余円に消費税相当額計1350万余円を加えた適切な予定価格は計1億8234万余円となり、前記の予定価格計1億9956万余円を計約1720万円低減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、理研本部において、設備管理業務の刊行物積算に当たり、国交省積算要領の歩掛かりを採用して必要人数を算定する場合の労務単価として、理研積算要領に国交省単価を明確に示していないかったことなどによると認められた。

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、理研本部は、30年9月に設備管理業務の予定価格の積算に係る積算要領を整備して各事業所に対して通知し、国交省積算要領の歩掛かりを採用して必要人数を算定するものについて、国交省単価を採用することとして、適切に予定価格の積算を実施するよう周知する処置を講じた。

## 第38 独立行政法人理化学研究所

### 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

DNA合成製品の調達に当たり、会計規程等に沿った調達の手順等を定めるなどして、発注権限を有しない研究員等が直接発注したり契約担当部署が契約を締結する前にDNA合成製品が納入されたりすることがないような仕組みを構築することなどにより、調達の適正化が図られるよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人理化学研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所)本部(25年3月31日以前は本所)、4事業所(25年3月31日以前は研究所)
DNA合成製品の概要	遺伝子解析等の目的で分子生物学的実験に使用するもの
DNA合成製品の契約件数及び契約金額	28,725件 8億3730万余円(平成21年度～26年度)
発注権限を有しない研究員等が直接発注していたものの契約件数及び契約金額 (1)	3,892件 3億8259万円(平成23年度～26年度)
会計規程等で認められていない前払となっていたものの契約件数及び契約金額 (2)	18件 210万円(平成21年度～26年度)
(1)及び(2)の計	3,910件 3億8469万円

#### 1 DNA合成製品の調達に係る会計経理等の概要

独立行政法人理化学研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所。以下「理研」という。)は、独立行政法人理化学研究所法(平成14年法律第160号。27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所法)に基づき、科学技術(人文科学のみに係るものと除く。)に関する試験及び研究(以下、これらを合わせて「研究」という。)を実施している。

理研は、21年に発生した主任研究員による背任事件に関する調査報告書(22年7月)に基づき、会計規程(平成15年規程第62号)等を改正するなどして、研究を行うための物品の調達に当たっては、契約担当部署が発注書等により発注することとし、契約担当部署に所属する納品確認センターが、仕様が記載された発注書等と現物を照合し、品名、数量等の確認を行うこととするなどしている。

そして、理研は、遺伝子解析等に関する研究を行うためのDNA合成製品の調達において、会計規程等に沿っておおむね次の手順で行っている。

- ① 研究員等は、物品購入要求伝票を起票してDNA合成製品の販売代理店の見積書とともに所属長の承認後に契約担当部署に回付する。

- ② 物品購入要求伝票を受領した契約担当部署は、環状の有機化合物であるアデニン、グアニン等の塩基の並ぶ順序(以下「塩基配列」という。)等の仕様を記載した発注書等を販売代理店に送付して、契約を締結する。
- ③ 研究員等が製造メーカーから直送されたDNA合成製品を納品確認センターに持参するなどして、同センターが品名、数量等を確認するとともに研究員等が仕様を満たしているなどを確認して、検査員である研究室長等は検査結果を契約担当部署に報告する。
- ④ 検査結果の報告を受けた契約担当部署は契約支払伝票を起票して納品書等とともに経理担当部署に回付して、経理担当部署は販売代理店に代金を支払う。
- また、理研は、会計規程等において、DNA合成製品の調達に当たっては、代金の前払を認めていない。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、合規性等の観点から、DNA合成製品の調達手続は会計規程等に基づき適切に行われているなどに着眼して、21年度から26年度までの間のDNA合成製品の調達に係る契約28,725件(契約金額計8億3730万余円)<sup>(注)</sup>を対象として、本部(25年3月31日以前は本所)及び和光、筑波、大阪、神戸第一、播磨各研究拠点の事業所(25年3月31日以前は研究所)等において、物品購入要求伝票等の関係書類を確認するとともに、横浜研究拠点の事業所の契約については、関係書類を本部において確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

(注) 契約28,725件(契約金額計8億3730万余円) DNA合成製品の調達については、「独立行政法人理化学研究所における研究予算の執行状況等について」(特定検査対象に関する検査状況987ページ参照)においても検査の状況を掲記している。本件は、運営費交付金等を財源とした研究予算で調達したDNA合成製品のほかに、補助金及び受託費で調達したものを対象としているのに対して、特定検査対象に関する検査状況においては、運営費交付金等を財源とする研究予算で調達したDNA合成製品のみを対象としていることから、本件と契約件数及び契約金額が異なる。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

#### (1) 発注権限を有しない研究員等が直接発注するなどしていた事態

本部及び和光、筑波、横浜、神戸第一各研究拠点の事業所において、23年7月から27年3月までの間に締結したDNA合成製品の調達に係る契約3,892件(契約金額計3億8259万余円)について、研究の進捗に応じて異なる塩基配列を指定してDNA合成製品を調達する必要があり、納入が遅れた場合は研究に支障が生ずることになるとして、研究員等が、発注権限を有していないのに、DNA合成製品の製造メーカーのホームページ上で直接発注していた。このうち、本部及び上記の各研究拠点の事業所の契約1,691件(契約金額計1億8749万余円)については、DNA合成製品が納入された後に、研究員等が、複数の発注を取りまとめて一括して調達したこととする物品購入要求伝票を起票して回付し、回付を受けた契約担当部署が契約を締結するなどした後、経理担当部署が代金を支払っていた。残りの契約2,201件(契約金額計1億9509万余円)については、発注権限を有していない研究員等が製造メーカーのホームページ上で直接発注した都度、物品購入要求伝票を起票するなどしていた。

また、DNA 合成製品については、納入の都度、納品確認センターが、仕様が記載された発注書等と現物を照合して、品名、数量等の確認を行うこととなっている。

しかし、前記 3,892 件のうち、DNA 合成製品の納入後に契約を締結していたものなどについて、納品確認センターは、DNA 合成製品の納入時に、発注書等が作成されていないことなどから現物に添付された送り状等と現物を照合したのみで、発注書等と現物との照合を行っていなかった。

## (2) 会計規程等で認められていない前払により調達していた事態

横浜研究拠点の事業所において、21 年 12 月から 26 年 7 月までの間に締結した DNA 合成製品の調達に係る契約 18 件(契約金額計 210 万余円)について、研究員等が、氏名等を製造メーカーに登録して、DNA 合成製品の調達に用いるポイントを保有するための口座を開設し、DNA 合成製品の購入代金を販売代理店を通して製造メーカーに前払して、その口座に DNA 合成製品の調達に応じたポイントを保有しておき、研究員等が研究の進捗に応じて必要な DNA 合成製品を製造メーカーに連絡すると DNA 合成製品が納入されると口座から納入に応じたポイントが引き落とされる方式(以下「プリペイド方式」という。)を利用していた。そして、研究員等は、プリペイド方式のポイントを購入するために物品購入要求伝票を起票して契約担当部署に回付していた。

しかし、契約担当部署は、当該プリペイド方式のポイント購入が DNA 合成製品の購入においては認められていない前払となるものであるのに、これをそのまま承認し、契約を締結していた。

また、納品確認センターは、発注書等と現物を照合して、品名、数量等を確認することとなっているのに、現物を確認しないまま、プリペイド方式のポイントの購入に係る納品書をもって納品を確認したこととしていた。

このように、発注権限を有しない研究員等が直接発注するなどしていたり、会計規程等で認められていない前払により調達していたりしていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、次のことなどによると認められた。

ア 研究員等及び契約担当部署において、会計規程等を遵守する認識が欠けていたこと、また、契約担当部署において、研究の進捗に応じて塩基配列を指定する必要がある DNA 合成製品の調達について、会計規程等に沿った上で納入が遅れないようとする手順を定めていなかったこと

イ 納品確認センターにおいて、発注書等と現物を照合して、品名、数量等を確認することの重要性に対する認識が欠けていたこと

## 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、理研は、27 年 9 月に、研究員等及び契約担当部署に対して会計規程等の趣旨及びその遵守を周知して、研究の進捗に応じて塩基配列を指定する必要がある DNA 合成製品の調達について、会計規程等に沿った上で納入が遅れないようとする手順を新たに定めて、発注権限を有しない研究員等が直接発注したり、契約担当部署が契約を締結する前に DNA 合成製品が納入されたりすることがないような仕組みを構築するとともに、納品確認センターに対して納品確認の重要性を周知して、マニュアルの見直しを行うなどして、現物の確認や発注書等と現物との照合を確実に行うようにするなどの処置を講じた。

## 第5 独立行政法人理化学研究所における研究予算の執行状況等について

検査対象	独立行政法人理化学研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所)
研究予算の概要	運営費交付金等を財源として研究を実施するために必要な物品等の調達、研究員の人工費等に充てられる予算
研究予算の執行額	3173億2843万円(平成21年度～26年度)

### 1 検査の背景

#### (1) 独立行政法人理化学研究所の概要等

独立行政法人理化学研究所(平成27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所。以下「理研」という。)は、独立行政法人理化学研究所法(平成14年法律第160号。27年4月1日以降は国立研究開発法人理化学研究所法)に基づき、科学技術(人文科学のみに係るものと除く。)に関する試験及び研究(以下、これらを合わせて「研究」という。)を実施し、これらに係る成果を普及し、及びその活用を促進することによって、科学技術水準の向上を図ることを目的として設置された自然科学全般に関する総合的研究機関である。そして、理研は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号。以下「通則法」という。)に基づき、文部科学大臣が定めた理研が達成すべき中期的な業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を基に、中期目標を達成するための計画を策定して、文部科学大臣の認可を受けなければならないこととなっている。

なお、国の関与の度合いなどに応じた法人の分類や各独立行政法人が財務運営の適正化、説明責任・透明性の向上等の措置を講ずることとする方針を示した「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月閣議決定。以下「基本の方針」という。)等に基づき、通則法の一部が改正され、理研は27年4月1日から国立研究開発法人に分類されている。また、この改正に伴い、独立行政法人会計基準(平成12年2月独立行政法人会計基準研究会策定。以下「会計基準」という。)も27年1月に改訂され、原則として27事業年度から適用されることとなっている。

理研は、埼玉県和光市に所在する本部(25年3月31日以前は本所)のほか、和光、仙台、筑波、横浜、名古屋、大阪、神戸第一、神戸第二、播磨各研究拠点を設置している。そして、各研究拠点には、中期目標を達成するための計画で定められた創発物性科学研究、発生・再生科学総合研究等の研究開発すべき課題(以下「研究開発課題」という。)ごとに研究センター、研究機構等(以下、これらを合わせて「研究センター」という。)が設置されており、各研究センターには、研究開発課題を細分化した研究領域のうち推進すべき研究領域ごとに研究室、チーム、ユニット等(以下、これらを合わせて「研究室」という。)が設置されている。また、各研究拠点には、研究拠点において研究を実施するために必要となる物品等(以下「研究用物品」という。)に関する契約事務、支払事務等を行う事業所等(以下「事業所等」という。)がそれぞれ設置されている。

#### (2) 予算額及び職員数

理研の26年度の支出予算額は844億余円で、このうち運営費交付金等を財源として研

究用物品の調達、研究員の人事費等に充てられる予算(以下「研究予算」という。)は493億余円と多額に上っている。

また、27年3月末現在の常勤職員は3,520人で、その内訳は、理研との間で期間を定めた雇用契約を締結して研究を行う任期制研究員2,708人、定年まで勤務することができる雇用契約を締結して研究を行う定年制研究員331人等となっている。

#### (3) 特定国立研究開発法人(仮称)の選定

政府は、基本的方針に基づき、世界トップレベルの成果を生み出すことが期待される創造的業務を行う特定国立研究開発法人(仮称)を創設するために、通則法とは別の法律を制定することとしている。この特定国立研究開発法人(仮称)については、国立研究開発法人の中から、世界最高水準の研究開発活動の蓄積、成果最大化に向けた研究開発体制等の項目に沿って総合的に検討した上で極力少數を選定するとしている。

そして、総合科学技術・イノベーション会議(26年5月18日以前は総合科学技術会議)において、理研や独立行政法人産業技術総合研究所(27年4月1日以降は国立研究開発法人産業技術総合研究所)が、特定国立研究開発法人(仮称)の対象候補法人に選定されている。

#### (4) 研究予算の執行や研究論文に係る不適切な事態等

理研は、これまで、予算の執行に関して不適切な事態が発生する都度、調達制度の改善、法令遵守意識を高めるための職員研修の充実等の再発防止策を講じてきたとしている。

一方で、26年1月に発表されたSTAP細胞に関する研究論文に不正があったとされる問題(以下「STAP細胞問題」という。)が発生して、国会で取り上げられたり、新聞等で報道されたりしている。

### 2 検査の観点、着眼点、対象及び方法

#### (1) 検査の観点及び着眼点

前記のとおり、STAP細胞問題が発生するなどして、理研における予算の執行、研究成果の評価等に対する社会的関心も高くなっている。また、理研の支出予算額に占める研究予算の額は493億余円と多額に上っている。

そこで、本院は、合規性、経済性、有効性等の観点から、研究予算の執行等について透明性は確保されているか、研究用物品の調達について競争性は確保されているか、研究用物品の調達に係る会計経理は会計規程(平成15年規程第62号)等に基づいて適正に行われているか、人件費の大半を占める任期制研究員の給与の決定方法について透明性は確保されているか、研究予算を適正に執行するための研修は適切に実施されているか、研究開発課題に係る評価が適切に公表され透明性は確保されているかなどに着眼して検査した。

#### (2) 検査の対象及び方法

本院は、検査に当たり、21年度から26年度までの間の研究予算の執行額計3173億2843万余円を対象として、理研本部及び和光、筑波、名古屋、大阪、神戸第一、神戸第二、播磨各研究拠点の事業所等において、予算書と決算書等とを対比して分析したり、総勘定元帳、契約書等の関係書類を確認したり、調書の提出を受けてその内容を確認したりするとともに、横浜研究拠点の事業所等については関係書類を本部において確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### 3 検査の状況

#### (1) 研究予算の執行状況等

##### ア 研究予算の執行額の把握状況

各研究センターは、研究センターで定めた組織に関する規程等に基づき、研究領域ごとに研究室を設置していて、研究室では、研究室長、チームリーダー、ユニットリーダー等の研究室の主宰者(以下、これらを合わせて「研究室長」という。)の指示に基づき、当該研究室が推進すべき研究領域に係る研究テーマが設定されるなどして研究室単位で研究が実施されている。本部は、国の予算が成立した後、各研究センターへ予算を配賦(以下、この配賦された予算を「当初予算」という。)しており、本部から当初予算の配賦を受けた各研究センターは所属する各研究室に研究予算を配賦している。

26年度の研究予算の額及び執行額について、主な研究センター等別にみると、表1のとおり、当初予算の額が493億1162万余円、その後予算額の変更を行うなどした予算現額が493億6409万余円、これに対する執行額は489億7588万余円となっていた。

表1 主な研究センター等別の研究予算の額及び執行額(平成26年度)

(単位：千円)

研究センター等	当初予算の額	予算額の変更等	予算現額	執行額
<研究センター>				
創発物性科学研究センター	1,834,072	△ 139,965	1,694,106	1,892,817
光量子工学研究領域	556,374	177,221	733,595	841,206
環境資源科学研究センター	1,262,159	△ 72,748	1,189,410	1,235,025
生命システム研究センター	1,241,887	290,321	1,532,208	1,615,764
発生・再生科学総合研究センター	2,485,656	33,833	2,519,489	2,703,251
脳科学総合研究センター	5,070,177	33,084	5,103,261	5,074,572
統合生命医科学研究センター	3,225,221	35,731	3,260,952	3,233,687
バイオリソースセンター	1,392,528	28,761	1,421,289	1,503,122
ライフサイエンス技術基盤研究センター	2,265,191	25,544	2,290,735	2,741,739
計算科学研究機構	67,468	32,350	99,818	111,482
放射光科学総合研究センター	1,164,078	83,705	1,247,783	1,169,621
仁科加速器研究センター	2,602,483	658,860	3,261,343	3,285,441
HPCI 計算生命科学推進プログラム	—	1,000	1,000	1,000
社会知創成事業	1,915,776	△ 12,074	1,903,701	1,929,676
その他	—	1,210,204	1,210,204	1,279,621
研究センター計	25,083,070	2,385,830	27,468,900	28,618,030
<管理部門>				
本部等	17,013,872	△ 2,330,348	14,683,523	13,268,109
事業所	7,214,685	△ 3,018	7,211,666	7,089,750
管理部門計	24,228,557	△ 2,333,367	21,895,189	20,357,859
合 計	49,311,627	52,463	49,364,090	48,975,889

注(1) 千円未満を切り捨てているため、各項目を集計しても計又は合計の数値と一致しないものがある。

注(2) 発生・再生科学総合研究センターは、平成26年11月21日以降、多細胞システム形成研究センター

注(3) 管理部門の研究予算は、各研究センター等の運営に係る共通的な経費等である。

そして、各研究センター等で研究予算について執行状況が組織上のどの単位まで把握できるようになっているか確認したところ、各研究センターに割り当てられた研究開発課題は研究室ごとに推進すべき研究領域が決定されていて、研究室単位で研究を実施していることなどから、研究室ごとに把握できるようになっていた。しかし、研究室が推進すべき研究領域に係る研究テーマが一つの場合は当該研究テーマに係る研究予算の執行状況を把握できるものの、研究テーマが複数ある場合には研究テーマごとに把握できない状況となっていた。

前記のとおり、国から基本的方針が示されたり、会計基準が改訂されたりしたことなどに伴い、理研を含めた独立行政法人は、セグメント情報の開示の拡充を行うなどして、説明責任や透明性を一層向上させることが求められている。これらを踏まえるなどすると、理研は、研究予算の執行額の大きさなどを考慮した上で、研究領域に係る研究

テーマごとに研究予算の執行状況が把握できるようにすることを検討する必要があると認められる。なお、本院が他の国立研究開発法人について公表されている資料等により確認するなどしたところ、予算の執行状況を適切に把握して、その使用を計画的かつ適切に行うために、理研における研究領域に係る研究テーマに相当する単位ごとに予算の執行状況を把握している国立研究開発法人が見受けられた。

#### イ STAP 細胞の研究及び不正調査に要した費用等

前記のとおり、研究室が推進すべき研究領域に係る研究テーマが複数ある場合には、研究テーマごとに研究予算の執行状況を把握できない状況となっていたことなどから、STAP 細胞の研究に係る研究予算の執行状況について検査したところ、次のとおりとなっていた。

すなわち、STAP 細胞の研究については、23、24 両年度は発生・再生科学総合研究センター(26 年 11 月 21 日以降は多細胞システム形成研究センター)内の「ゲノム・リプログラミング研究チーム」という研究室における研究領域に係る複数の研究テーマのうちの一つとして、また、25 年度は新たに任期制研究員として研究室長を採用して同研究センター内に新たに設置した「細胞リプログラミング研究ユニット」(以下「細胞ユニット」という。)という研究室における研究領域の研究テーマとしてそれぞれ実施されていた。このため、STAP 細胞の研究に係る研究予算の執行状況については、25 年度は細胞ユニットにおける研究領域の研究テーマとして把握できるものの、23、24 両年度は、「ゲノム・リプログラミング研究チーム」における研究領域に係る研究テーマが複数あるため、STAP 細胞の研究に係る研究予算の執行額を特定できず、把握できない状況となっていた。

そこで、本院において、「ゲノム・リプログラミング研究チーム」の 23、24 両年度の研究用物品の購入費計 6528 万余円から STAP 細胞の研究に要した費用を納品書等に基づいて試算した 132 万余円に、細胞ユニットの研究用物品の購入費 2283 万余円、人件費 1632 万余円等を加えるなどしたところ、STAP 細胞の研究に要したと認められた費用は計 5324 万余円となった。また、これに STAP 細胞の研究に係る不正の有無等についての調査(以下「不正調査」という。)に要した費用等計 9170 万余円を加えた合計額は、表 2 のとおり、23 年度から 26 年度までの間で計 1 億 4495 万余円となった。

表2 STAP細胞の研究及び不正調査に要した費用等(平成23年度～26年度)

費目	年度	費用(千円)	備考
STAP細胞の研究に要したと認められた費用	物件費	平成23	734 ゲノム・リプログラミング研究チーム研究費3200万余円のうち納品書等で試算できたもの
		24	591 ゲノム・リプログラミング研究チーム研究費3328万余円のうち納品書等で試算できたもの
		25	22,836 細胞ユニットの研究費
		25	11,424 細胞ユニットの研究室内装工事費
	人件費	23	1,740 細胞ユニット研究室長の客員研究員時代の謝金
		24	2,383 細胞ユニット研究室長の客員研究員時代の謝金及び細胞ユニットの設立準備費
		25	12,206 細胞ユニット人件費
	旅費	24	268 細胞ユニット研究室長の客員研究員時代の旅費
		25	1,065 細胞ユニット研究室長の旅費
	小計	53,249	
不正調査に要した費用等	STAP現象検証経費	26	17,312 実験経費、立会人旅費等
	その他のSTAP関連経費	25	2,100 法律事項等の専門家への相談に係る経費
		26	36,178 法律事項等の専門家への相談に係る経費、職員のメンタルケア経費等
	調査委員会に係る経費等	25	1,314 調査委員会に係る経費
		26	22,255 調査委員会に係る経費及び保存サンプル分析経費
	再発防止改革委員会等に係る経費	25	425 広報経費
		26	12,118 再発防止改革委員会に係る経費、広報経費等
	小計	91,705	
	計	144,954	

(注) 千円未満を切り捨てているため、各項目を集計しても小計の数値と一致しない。

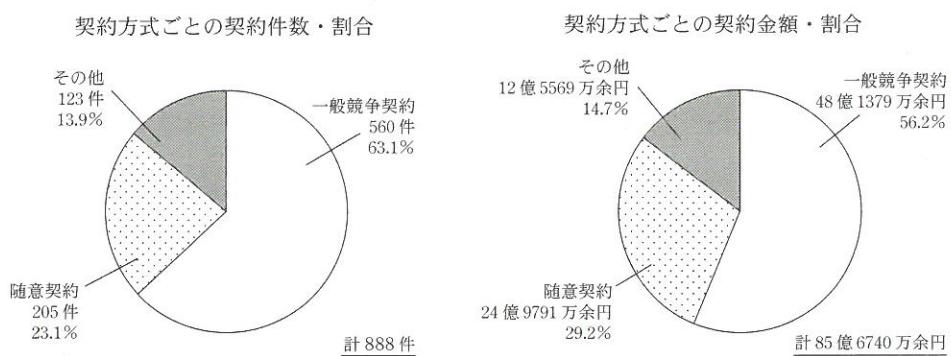
## (2) 研究用物品の調達に係る会計経理

### ア 研究用物品の調達に係る契約方式等

理研は、26年度に、研究予算による研究用物品の調達に係る契約を46,305件(契約金額計135億9733万余円)締結している。このうち、45,417件(契約金額計50億2992万余円)は、予定価格が少額(工事又は物品の製造にあっては250万円未満、財産の買入れにあっては160万円未満等)である場合に、会計規程等で認められている随意契約(以下「少額隨契」という。)により研究用物品を調達していた。

そして、少額隨契45,417件を除いた888件(契約金額計85億6740万余円)について、契約方式別にみると、図のとおり、一般競争契約により締結したものが560件(件数割合63.1%)、契約金額計48億1379万余円(金額割合56.2%)、随意契約により締結したものが205件(同23.1%)、契約金額計24億9791万余円(同29.2%)等となっていた。

図 契約方式ごとの契約件数及び契約金額(少額随契を除く。)(平成 26 年度)



注(1) 割合については、四捨五入しているため、合計が 100% とはならない。

注(2) 「その他」には企画競争や公募隨契等の競争性のある随意契約が含まれている。

そして、上記の一般競争契約 560 件(契約金額計 48 億 1379 万余円)の応札状況についてみると、349 件(件数割合 62.3%)、契約金額 22 億 3097 万余円(金額割合 46.3%)で 1 者応札となっていた。

このように一般競争契約において 1 者応札が多いことについて、理研は、先端的な研究を実施しており、当該研究に関連した研究用物品を納入できる者が限定的であることが多いことなどによるとしている。そして、理研は、それまで 1 者応札が多い状況が継続していたことなどから、22 年 2 月に、仕様書の作成に当たり、研究に支障のない範囲で、特定の研究用物品等に限定することのないよう研究員等に対して通知文書を発するなどして、1 者応札の問題を改善するための方策を講じていた。

しかし、神戸第一研究拠点の事業所等が、22 年度に、研究センターで使用するテーブル、椅子等の什器を調達するために一般競争入札を経て締結した契約(契約件数 2 件、契約金額計 954 万余円)において、入札参加希望者に示した仕様書に、調達対象の什器が特定の製品に限定されるよう、素材、背もたれの意匠等が詳細に記載されており、入札結果も 1 者応札となっている事態が見受けられた。

上記の事態については、理研は、マスコミの報道を受けるなどして、26 年 9 月に、既製品の例示が必要な場合は 2 者以上の製品を記載することなどを通知文書を発しているが、22 年 2 月に 1 者応札の問題を改善するための方策を講じた後に上記の事態が発生したことなどに鑑み、研究用物品の調達について、仕様書に定める研究用物品の性能や意匠等の必要性の確認を十分に徹底させるなどの競争性を確保する方策を検討する必要があると認められる。

#### イ DNA 合成製品の調達に係る会計経理

理研は、主として少額隨契により、遺伝子解析等に関する研究を行うために研究用物品である DNA 合成製品を多数調達している。

DNA 合成製品の調達に係る会計経理について検査したところ、次のような事態が見受けられた。

理研は、21 年に発生した主任研究員による背任事件を受けるなどして研究員等には発注権限を付与しないこととしていたのに、和光、筑波、横浜、神戸第一各研究拠点の事業所等において 23 年 7 月から 27 年 3 月までの間に DNA 合成製品を調達するために締結した契約 2,380 件(契約金額計 1 億 9565 万余円)については、研究員等が直接発注

するなどしており、また、品名、数量等の確認を行うこととなっている契約担当部署に所属する納品確認センターが、DNA 合成製品の納入時に発注書等と現物の照合を行っていなかった。

さらに、横浜研究拠点の事業所等において 22 年 4 月から 26 年 7 月までの間に DNA 合成製品を調達した 10 件(契約金額計 94 万余円)については、会計規程等において認められていない前払になるプリペイド方式におけるポイント購入を利用して DNA 合成製品を調達するなどしていた。

上記の事態については、本院の指摘に基づき、理研が改善の処置を講じたことから、別途第 3 章においても「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」として掲記した(前掲 731 ページ参照)。

(注 1) プリペイド方式 研究員等が、DNA 合成製品の購入代金を製造メーカーに前払してあらかじめ登録した口座にポイントを保有しておき、DNA 合成製品が納入されると口座からポイントが引き落とされる方式

(注 2) 当該掲記事項においては、研究予算で調達した DNA 合成製品のほか、補助金及び受託費で調達したものも含まれていることから、本件と契約件数及び契約金額が異なる。

### (3) 任期制研究員の給与の決定方法等

人件費の大半を占める任期制研究員の給与については、任期制職員給与規程(平成 18 年規程第 7 号)に基づき、固定給と変動給とを合計した金額とすることとなっており、このうち変動給の金額は、研究センター等が、業績、能力、職務遂行状況等の評価に関する通達を定め、これにより決定することとなっている。

研究センター等が任期制研究員を採用する場合に、変動給の金額を決定する際の各評価項目と金額加算の基準等を通達等で明記しているか確認したところ、業績、知識・資格等の評価項目については、全ての研究センター等が変動給の金額加算の基準を明記していたが、任期制の研究室長等の経験年数の項目については、<sup>(注 3)</sup> 10 研究センター等が変動給の金額加算の基準を明記していない状況となっていた。

(注 3) 10 研究センター等 創発物性科学、光量子工学、環境資源科学、統合生命医科学、バイオリソース、ライフサイエンス技術基盤、仁科加速器の各研究センター、社会知創成事業バイオマス工学研究、同創薬・医療技術基盤、同予防医療・診断技術開発の各プログラム

また、理研においては、任期制職員給与規程に基づき、優れた業績を上げた任期制研究員に対して、各研究センター等ごとに、支給方法等を定めた上で、報奨金を支給することができることとなっている。26 年度に報奨金の支給実績がある研究センター等では事前に支給方法等を通達等で定めていたが、支給実績のない研究センター等では定めていない状況となっていた。

したがって、任期制研究員の採用時の給与の決定や報奨金制度についてより透明性を高めるための方策の一つとして、前記の 10 研究センター等において任期制の研究室長等の経験年数による変動給の加算額の基準を通達で明記したり、今後報奨金の支給を予定している研究センター等において事前に報奨金の支給方法等を通達等で定めたりすることの要否を検討する必要があると認められる。

#### (4) 研究予算を適正に執行するための研修の実施状況

理研は、21年に発生した主任研究員による背任事件を受けた再発防止策の一環として、23年度から、研究予算の適正な執行等について、新任の研究室長を対象とするなどした研修を実施している。その受講状況は、26年4月時点では受講完了が3割程度、一部受講が1割程度、未受講が5割程度となっていたが、STAP細胞問題を受けるなどして研修の受講の徹底が周知されたことから、27年3月時点では100%となっている。しかし、26年4月時点では研修を受講していたのは対象者の半数程度となっていた状況等に鑑み、今後も研修等を着実に実施していく必要があると認められる。

#### (5) 理研が実施する評価の公表状況等

文部科学省は、「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」(平成14年6月文部科学大臣決定)を定めて、研究開発課題について、外部の専門家等を評価者として、①開始前に目標や計画の妥当性、予算等の資源配分の意思決定を行うための事前評価、②終了時に目標の達成状況を把握し、その後の課題展開への活用等を行うための事後評価、③研究開発の開始後に研究中止等を含めた計画変更等の要否の確認等を行うための中間評価及び④終了後、一定の時間を経過してから研究開発を契機とした副次的効果を把握するために主要な施策から対象を選定して追跡評価を行い、その評価結果を公表することとしている。

理研は、上記文部科学省の評価指針を踏まえて「研究開発等評価実施規程」(平成15年規程第74号)を定めており、事前評価については理研の理事や外部有識者等で構成される研究戦略会議が、中間評価、事後評価及び追跡評価については外部有識者で構成されるアドバイザリー・カウンシル等がそれぞれ実施している。

これらのうち、研究戦略会議が21年度から26年度までの間に実施した7研究センターに対する事前評価についてみると、中期目標に位置付けられる前の未公開の構想等に対する評価であるとして、理研は評価結果を公表していないかった。しかし、事前評価の評価項目のうち、研究の方向性、目標等の決定や資金、人材等の資源の配分が適切に行われたかなど、公表しても今後の研究に支障を及ぼすおそれがないと考えられる項目については、事前評価が適切に行われているかを検証することにより研究開発課題の実施体制等に対する透明性をより高められることなどから、今後予定されている事後評価の際に併せて公表することなどを検討する必要があると認められる。<sup>(注4)</sup>

(注4) 7研究センター 創発物性科学、光量子工学、環境資源科学、生命システム、統合生命医科学、ライフサイエンス技術基盤、社会知創成事業の各研究センター

### 4 本院の所見

理研は、自然科学全般に関する総合的研究機関であり、総合科学技術・イノベーション会議において、特定国立研究開発法人(仮称)の対象候補法人として選定されるなどしている。そのような中で、STAP細胞問題が発生し、これを契機とするなどして、理研は、26年8月に「研究不正再発防止をはじめとする高い規範の再生のためのアクションプラン」を取りまとめて、ガバナンスの強化や研究不正防止等に取り組んでいるところである。

については、理研において、今回の本院の検査により明らかになった状況を踏まえて、研究予算の執行等がより適切に行われるよう、次の点に留意することが必要である。

- ア 研究予算の執行状況等について、国から基本の方針が示されたり、会計基準が改訂されたりしたことなどに伴い、説明責任や透明性を一層向上させることが求められていることなどから、研究領域に係る研究テーマごとに執行状況を把握することを検討すること
- イ 研究用物品の調達に係る契約方式と競争性の確保について、調達に当たっては、仕様書に定める研究用物品の性能や意匠等の必要性の確認を十分に徹底させるなどの1者応札とならないような競争性を確保するための方策を検討すること
- ウ DNA合成製品の調達に係る会計経理について、理研は、本院の指摘に基づき、会計規程等に沿った調達の手順等を定めるなどして、調達の適正化が図られるよう改善の処置を講じたが、今後、調達の手順等に沿って会計経理の適正な執行を期すこと
- エ 任期制研究員の給与の決定方法等について、透明性を高めるなどのために、任期制研究員の採用時の経験年数による変動給の金額加算の基準を通達に明記したり、報奨金の支給方法等を通達等で定めたりすることの要否を検討すること
- オ 研究予算を適正に執行するための研修の実施状況について、新任の研究室長を対象とするなどした研修の受講状況が、STAP細胞問題の発生後に当該研修の受講の徹底が周知されるまでは、対象者の半数程度となっていた状況等に鑑み、引き続き研修等を着実に実施していくこと
- カ 研究開発課題の評価結果の公表について、透明性を高めるために、研究戦略会議が実施した事前評価の評価結果を今後予定されている事後評価の際に併せて公表することなどを検討すること

理研は、STAP細胞問題等を踏まえるなどして、法令遵守意識を高めるための各種の施策を実施したり、研究用物品の調達方法の見直しを図ったりするなどの研究予算の執行に関する各種の改善策を実施しているところである。

したがって、本院としては、当該施策が着実に実施されているか注視していくとともに、引き続き研究予算の執行状況等について多角的に検査していくこととする。

## 第37 独立行政法人理化学研究所

## 本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項

賃借物件に係る電気料金のうち基本料金の負担割合の見直しに関する協議等の手続について賃貸人との間で具体的に定め、当該手続に基づき協議等を行って、基本料金について実態に即して算定された額を支払うよう改善させたもの

科 目	経常費用
部 局 等	独立行政法人理化学研究所本所(平成25年4月1日以降は同研究所本部)、横浜事業所(25年3月31日以前は横浜研究所)
賃借物件に係る電気料金支払の概要	横浜事業所が専有して使用する賃借物件に係る電気料金を賃貸人に支払うもの
電気料金の支払額	9282万余円(平成21年度～25年度)
節減できた電気料金の支払額	593万円(平成21年度～25年度)

## 1 電気料金等の概要

## (1) 不動産賃貸借契約の概要

独立行政法人理化学研究所(以下「研究所」という。)は、平成21年7月以降、横浜事業所(25年3月31日以前は横浜研究所)の電子計算機等の電子機器等を設置するスペース(以下「サーバ室」という。)、研究スペース等を確保するために、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団(25年3月31日以前は財団法人木原記念横浜生命科学振興財団。以下「賃貸人」という。)との間で不動産賃貸借契約を締結し、賃貸人が所有する横浜バイオセンター(以下「センター」という。)内に横浜事業所が専有して使用するスペース(以下「専有スペース」という。)計1,577.0m<sup>2</sup>を借り受けている。

上記の不動産賃貸借契約は、毎年度、同一内容で自動更新されており、賃料については、21年7月から25年3月までの間は本所(同年4月1日以降は本部)が、同年4月以降は横浜事業所が、毎月、支払っている。

## (2) 専有スペースに係る電気料金の概要

研究所は、センターの設計が完了した20年1月に、賃貸人から電子機器、コンセント等を定格消費電力で使用した場合等の電源容量(以下「最大電源容量」という。)について、専有スペースに係る分として1,647.9kVAを割り当てられている。専有スペースの最大電源容量は、電灯、コンセント等を使用するための標準的な電源容量(以下「標準電源容量」という。)として割り当てられた576.5kVAと、標準電源容量とは別に、電子機器等を使用するために追加した電源容量(以下「追加電源容量」という。)として割り当てられた1,071.4kVAとの合計となっている。

そして、専有スペースに係る電気料金については、不動産賃貸借契約書によれば、賃料とは別に賃貸人が研究所に請求することとされており、研究所は、賃貸人によって算定された基本料金及び電力使用量に応じた電力量料金の合計額を専有スペースに係る電気料金として支払っている。

このうち、専有スペースに係る基本料金は、賃貸人において、次のとおり算定されている。

- ① 前年度の電力使用量等に基づいた契約電力で電力会社と電気需給契約を締結する。
- ② ①に基づき電力会社に支払うこととなるセンター全体の契約電力に係る基本料金を、研究所に割り当てられた専有スペースの最大電源容量を含むセンター全体の最大電源容量で除して、1kVA当たりの単価を算出する。
- ③ ②で算出した1kVA当たりの単価に、専有スペースの最大電源容量1,647.9kVAを乗ずる。

これによれば、21年7月から26年3月までの間のセンター全体の最大電源容量は、3,052.8kVAから3,060.6kVAとなっていて、センター全体の基本料金に対する専有スペースの基本料金の負担割合は53.8%から53.9%となっている。

前記の不動産賃貸借契約書等においては、最大電源容量が増減した場合の電気料金のうち基本料金の負担割合の見直しに関する協議等の手続が具体的に定められていない。

そして、研究所は、21年7月から26年3月までの間に、前記により算定された基本料金計2564万余円及び電力量料金計6717万余円の合計9282万余円を電気料金として賃貸人に支払っている。

## 2 検査の結果

### (検査の観点、着眼点、対象及び方法)

本院は、経済性等の観点から、研究所が負担する電気料金は適切に算定されているか、特に最大電源容量が増減した場合に基本料金の負担割合が適時適切に見直されているかなどに着眼して、上記の支払額計9282万余円を対象として、研究所本部及び横浜事業所において、契約書、請求書等の関係書類を確認するなどの方法により会計実地検査を行った。

### (検査の結果)

検査したところ、次のような事態が見受けられた。

研究所は、20年1月に賃貸人から最大電源容量1,647.9kVAを割り当てられた後、横浜事業所内でサーバ室の一部をセミナー室として利用したい旨の要望があったことなどから、21年7月に不動産賃貸借契約を締結するまでの間に、サーバ室の面積を縮小する見直しを行っていた。そして、これによりサーバ室に設置する電子計算機等の電子機器等の数が減少したため、標準電源容量は変わらないものの、追加電源容量が1,071.4kVAから420.4kVAに低減することとなり、これに伴って、専有スペースの最大電源容量は1,647.9kVAから996.9kVAに低減していた。

そこで、21年7月から26年3月までの間の低減した専有スペースの最大電源容量996.9kVAに基づいてセンター全体の基本料金に対する専有スペースの基本料金の負担割合を算出すると、53.8%から53.9%であったものが、41.4%から41.5%に低減することになる。

しかし、研究所は、追加電源容量が1,071.4kVAから420.4kVAに低減することにより生ずる余剰分については将来的に必要となる場合もあると考えていたこと、基本料金の負担割合の見直しに関する賃貸人との協議等の手続が具体的に定められていなかったことなどから、低減した専有スペースの最大電源容量に基づくことなく、基本料金について、20年1月に割り当てられた専有スペースの最大電源容量を基に算定された額を支払っていた。

このように、研究所において、専有スペースの最大電源容量が低減していたことにより、センター全体の最大電源容量に対する専有スペースの最大電源容量の割合も低減していく、余剰分が必要となっているわけではないに、基本料金について、20年1月に割り当てられた専有スペースの最大電源容量を基に算定された額を支払っていた事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

#### (節減できた電気料金の支払額)

上記の低減したセンター全体の最大電源容量に対する専有スペースの最大電源容量の割合に基づいて研究所が負担すべき電気料金を修正計算すると、前記の電気料金支払額計9282万余円(うち基本料金計2564万余円)は計8688万余円(うち基本料金計1971万余円)となり、支払額が計593万余円節減できたと認められた。

#### (発生原因)

このような事態が生じていたのは、研究所において、次のことなどによると認められた。

- ア センター全体の最大電源容量に対する専有スペースの最大電源容量の割合が低減していくのに、基本料金について、低減した割合に基づいて適時適切に見直しを行うことの必要性について理解が十分でなかったこと
- イ センター全体の最大電源容量に対する専有スペースの最大電源容量の割合が増減した場合の基本料金の負担割合の見直しに関する協議等の手続について、賃貸人との間で具体的に定めていなかったこと

### 3 当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、研究所は、26年9月に、専有スペースに係る電気料金の算定に当たり、センター全体の最大電源容量に対する専有スペースの最大電源容量の割合が増減した場合の基本料金の負担割合の見直しに関する協議等の手続について賃貸人との間で具体的に定め、当該手続に基づき協議等を行い、電気料金のうち基本料金について、同年10月分から最大電源容量の実態に即して算定された額を支払うこととする処置を講じた。